○○地域クラブ活動細則　（例）

“○○”には、種目名称を入れる

**第 １ 章　細則制定の趣旨**

第 １ 条　　高畠町地域クラブ規約（以下、「クラブ規約」という）に基づき、本地域クラブ細則を制定する。

**第 ２ 章　総　　則**

第 ２ 条　　本細則は、地域クラブに所属する生徒及びその保護者に対して適用し、本地域クラブの保護者会規約を兼ねることとする。

第 ３ 条　　本細則は、以下の内容について定めることとする。

①保護者会　②クラブ代表等の役員　③クラブの活動　④スポーツ傷害保険及び賠償

責任保健の加入　⑤クラブ活動実施時の保護者当番　⑥クラブ活動の会計　⑦クラブ

の指導者　⑧その他（名簿の管理等）

第 ４ 条　　本細則は、前条に示す内容を定めることにより、本地域クラブの活動が円滑に行われるようにするために制定する。

**第 ３ 章　保護者会議**

第 ５ 条　　本地域クラブは、保護者会議を実施し、第３条に示す内容について協議し、決定することとする。

**第 ４ 章　役　　員**

第 ６ 条　　本地域クラブには以下の役員をおき、保護者の中から選出することとする。

　　　　　①会長（クラブ代表）：１名　　②会計：１名　　③会計監査：１名

　　　　　④学年代表：各学年１名（会長は学年代表と兼務でも可）

第 ７ 条　　前条に示す役員の任期は、該当年度の９月の保護者会議から、翌年の同会までとする。ただし、新１年生の学年代表は、該当年度の５月の保護者会から、９月の保護者会議までの期間とする。

**第 ５ 章　活　　動**

第 ８ 条　　本地域クラブは、地域クラブ規約第１８条の規定による「地域クラブ活動月別計画書（別記様式３）」に基づいて実施することとする。

第 ９ 条　　大会参加については、中体連主催大会は「高畠中学校○○部」として活動し、その他の大会、練習試合等については「地域クラブ」として活動する。用具やユニフォームについては部活動のものを使用できる。

第１０条　　通常の活動場所の管理・施錠及び対外試合会場等への送迎等は、保護者が責任を負う。

**第 ６ 章　スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入**

第１１条　　地域クラブ員、指導者、保護者はスポーツ傷害保険及び賠償責任保険に任意に加入する。

**第 ７ 章　会　　計**

第１２条　　本地域クラブの会計年度は、該当年度９月の保護者会から、次年度の同会までとする。

第１３条　　本地域クラブの運営にあたって、活動に必要な用具や救急のための医薬品等の購入、対外試合参加に必要な経費及び競技団体への加入登録費用等を勘案し、年間にかかる経費を算出し、それを基に地域クラブ費として徴収することとする。なお、部活動で徴収する部費とは区別して会計処理すること。

第１４条　　前条に示す費用の徴収方法は各地域クラブの保護者会議で決定する。

第１５条　　前条の徴収にかかわる事務は、会計が担当することとする。

第１６条　　会計報告は、会計監査を経た上で９月の保護者会議で行うこととする。

**第 ８ 章　指 導 者**

第１７条　　クラブ指導者を依頼する場合、第５条に規定する保護者会議にて指導者を選出し、クラブ本部と校長に推薦し承認を得る。

**第 ９ 章　そ の 他**

第１８条　　第１条にあるように、本細則は地域クラブ規約に基づくことから、万一、本細則が定める内容と部活動指導計画（高畠中学校経営概要）及び地域クラブ規約の内容に矛盾が生じた場合は、部活動指導計画及び地域クラブ規約を優先する。

第１９条　　本細則の改正は、本地域クラブの役員の協議において改正案を作成し、それを保護者会で承認した場合に行われることとする。

　（附則）

　　本細則は、令和７年　　月　　日から施行する。　←施行日は各地域クラブで定める。

　　本細則は、令和７年　　月　　日より改定実施する。　←改定日は各地域クラブで定める。